

不動産登記法 床面積 宅建 H13-14-2 《#755》**【問】 正誤をつけよ。**

1 棟の建物を区分した建物(「区分建物」)の床面積は、壁その他の内側線で囲まれた部分の水平投影面積により算出される。

【答え】 正しい**《ポイント》 建物の床面積【発展】**

建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の**中心線**(**区分建物**にあつては、壁その他の区画の**内側線**)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。(不登規則 115 条)

不動産登記規則	建物	中心線
	区分建物	内側線
区分所有法	区分建物	内側線